

輪島市コンベンション等誘致支援助成金について

対象となるのは

輪島市内において、学会等、修学旅行及び合宿を実施し、かつ輪島市内の宿泊施設に宿泊を伴う団体が、輪島市コンベンション等誘致支援助成金(以下「助成金」)の対象となります。

【用語の説明】

①学会等

学術研究の発表または討論のための集会

市内の施設等を使用し実施されるスポーツ、文化等の大会

※ 引率者は、2名までが助成の対象となります。

②修学旅行

学校教育法に定める学校、専修学校により輪島市内において実施されるもの

③合宿

学校教育法に定める学校等の学生、スポーツ・文化等の協会に所属する団体、または、企業で組織するクラブ等により輪島市内において実施されるものであって、1日当たり10人以上の市外在住者が輪島市内に宿泊する場合

④宿泊施設

旅館業法の定めにより県知事より許可を受けた宿泊施設であり、下宿営業を除くものをいう。

※ホテル、旅館、民宿、国民宿舎が該当します。キャンプ場、バンガロー、ログハウスの類は該当しません。

助成金を受けることができない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外となります。

- 1 コンベンション等の実施に対して、輪島市から別に直接的な補助を受けている場合
学会等の開催に補助を受けている場合は、その参加団体も対象外となります。
- 2 コンベンション等の実施が、政治的活動、宗教的活動、または営利を目的とする場合

助成金の申請等について

1 申請書について

助成金の申請をしようとする団体は、以下の書類を添えてコンベンション等の実施日より起算して14日以内に助成金交付申請書(様式第1号)を提出してください。

- ①宿泊者数を記載した市内使用宿泊施設の領収書
- ②コンベンション等の実績を記載した書類
- ③コンベンション等の出席者名簿

2 請求書について

助成金の交付決定通知を受けた団体は速やかに助成金請求書(様式第3号)を提出してください。

助成金の額

コンベンション等 区分		宿泊者(市内在住を除く)に対する助成額	一団体一年間限度	備 考
学会等	地方学会・スポーツ大会	一人当たり 1,000円	150万円	スポーツ、文化等の団体がコンベンション等を実施した場合において、引率者がいるときは、2名までを限度として当該引率者に対し助成する。
	全国学会等	2,000円	300万円	
	国際学会等	3,000円	300万円	
修学旅行		500円	30万円	
合 宿		一人一泊当たり 1,000円	50万円	公務員の視察研修を除く

注1) 地方学会等は、石川県又は北陸三県に相当する地域を対象とするもの

注2) 全国学会等は、地方学会等を超える規模のもの

注3) 国際学会等は、外国から相当数の外国人が参加する規模のもの

問い合わせ先

スポーツ関係は輪島市生涯学習課までお問い合わせ下さい。

〒928-0001 石川県輪島市河井町20部1番地1

輪島市生涯学習課 TEL:(0768)23-1176

学会、修学旅行、その他は輪島市企画課までお問い合わせ下さい。

〒928-8525 石川県輪島市ニツ屋町2字29番地

輪島市総務部企画課 TEL:(0768)23-1113

▽申請書のダウンロード(WORD 44kb)

輪島市コンベンション等誘致支援助成金交付申請書(様式1号:第5条関係)

輪島市コンベンション等誘致支援助成金請求書(様式3号:第7条関係)

▽輪島市コンベンション等誘致支援助成金交付要綱